

# 平成25年4月8日から変わります！

病気入院共済金が、日帰り入院からお支払いの対象になります

## 今までは



1日目から4日目までの入院ではお支払いできませんでした。

変更後

## これからは



日帰り入院からお支払いの対象になります。

### ★免責期間の変更

「病気死亡共済金」「重度障害共済金」「病気入院共済金」の共済金支払は、責任開始日（発効日から30日を経過した日の翌日）以降に発病した疾病が対象でしたが、発効日（共済開始日）以降に発病した疾病から対象になります。

### ★始期前発病についての変更

発効日（共済開始日）以前に発病した疾病も発効日より2年間、その疾病で入院などが無ければ、発効日以降に発病した疾病として共済金をお支払いします。

### [ 対 象 商 品 ]

商品Ⅰ、商品Ⅰ-②、商品Ⅱ、商品Ⅲ、商品Ⅳ、商品Ⅴ、商品Ⅵ、特約A、特約B  
※エグゼクティブプラン、加害者被害者見舞金共済は対象外となっております。